



(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物等)

第7条 政令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物等は、前条各号に掲げる開発行為に係る予定建築物（開発区域内において予定される建築物をいう。）の要件に該当する建築物とする。

(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物等)

第7条 政令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物等は、前条第1項各号及び第2項に掲げる開発行為に係る予定建築物（開発区域内において予定される建築物をいう。）の要件に該当する建築物とする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。